

# 第 1 章

## 計画の基本的事項

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の経緯及び位置付け

草加市教育委員会では、平成24年度（2012年度）から教育基本法第17条第2項に基づき、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、草加市教育振興基本計画を策定し、「生きる力を共に教える草加の教育」を基本理念とし、様々な施策を展開してきました。

平成28年度（2016年度）からの4年間、第一次計画の基本理念を継承し、第二次草加市教育振興基本計画（以下「第二次計画」といいます。）を定め、次代を担う子どもたちの育成を目指した様々な教育活動や地域の力を育む生涯学習活動を推進してきました。

特に、0歳から15歳までの全ての子どもの育ちを、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校（以下「幼保小中」といいます。）と家庭・地域が連携し、地域社会が一体となって共に支える、子ども教育の連携の推進を重点施策の一つとして位置付け、子どもの育ちと学びの連続性を確保し、「生きる力」の三要素である、「確かな学力」、豊かな心、健やかな体を総合的に育む施策を推進してきました。また、子どもたちの学習環境の改善に向け、小中学校の校舎・屋内運動場等について、大規模改造やトイレ改修、非構造部材耐震化など各種整備を進めてきました。

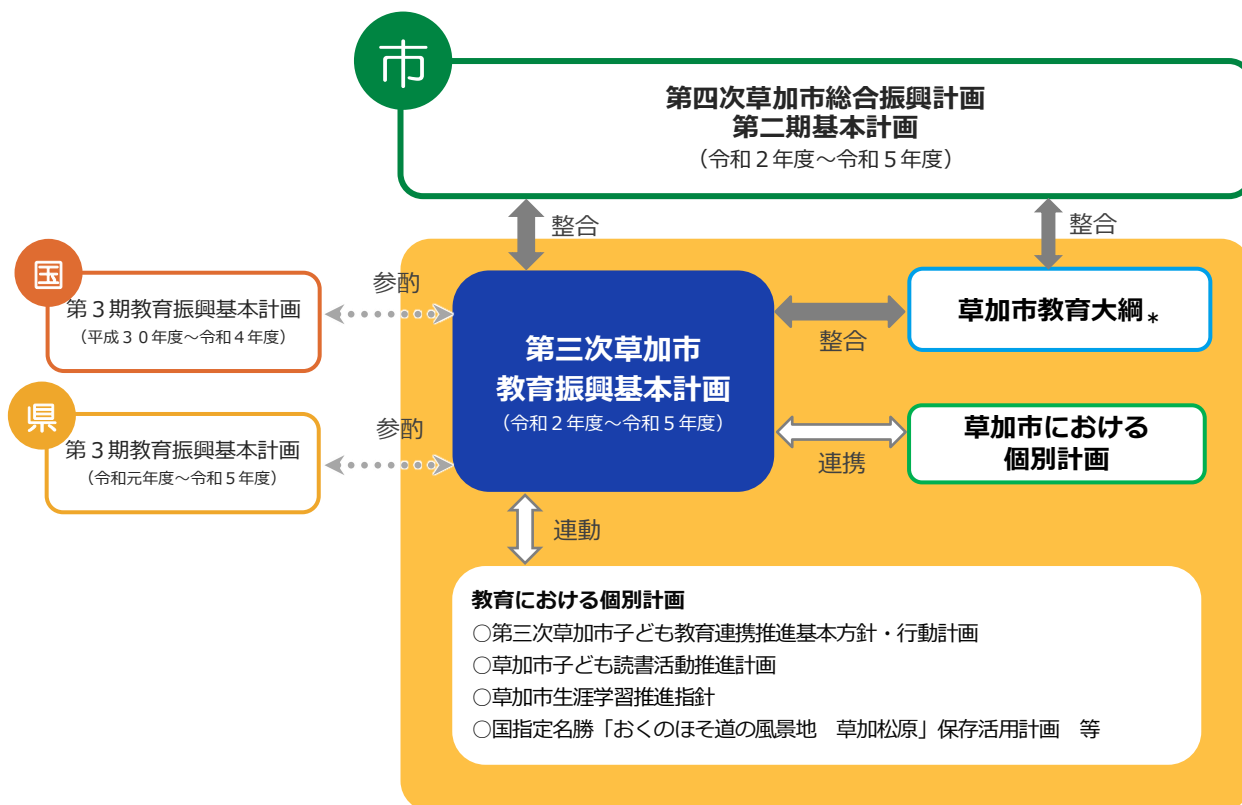
社会教育では、第三次草加市生涯学習基本計画を基に、市民との協働による多様な学習機会の創出、地域の学習資源の活用、学習情報の積極的な発信を行うことにより生涯を通じた学習活動の推進体制の充実を図ってきました。平成29年度（2017年度）には草加市子ども読書活動推進計画を策定し、子どもが読書に親しむ環境の充実を図りました。また、国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」を始めとする文化財の保存活用や歴史民俗資料館の整備を図り、新たに策定した草加市文化財保護指針に基づき、地域の貴重な文化遺産の保護に向けた取組を進めてきました。

人権教育では、一人ひとりの基本的人権が尊重され、平和で住み良い社会を実現するための人権教育を推進してきました。

このように本市では、基本理念の実現に向け、様々な施策を展開してきましたが、この間、急速に進む少子高齢化、グローバル化や高度情報化の進展、環境問題の深刻化、さらには家族形態の変容や地域のつながりの希薄化など、社会情勢や子どもたちを取り巻く環境が大きく変化してきました。

こうした中、国では、社会状況の変化への対応や教育基本法の理念の実現に向け、平成30年（2018年）6月に第3期教育振興基本計画が策定されました。埼玉県においても、令和元年（2019年）7月に、第3期教育振興基本計画を策定し、目指すべき教育の姿を明示しています。

本市においても、第二次計画が令和元年度（2019年度）に終了することから、時代の変化や子どもたちの状況、教育課題の動向を踏まえ、これまでの教育振興基本計画を基に築いてきた取組をより確実なものにするともに、子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばしていくため、また、子どもから高年者まで生涯にわたり学び続け、一人ひとりが豊かな人生を送れるよう、令和2年度（2020年度）を初年度とする第三次草加市教育振興基本計画を策定する運びとなりました。



#### \* 草加市教育大綱とは

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、草加市総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整の上、市長が定める教育の目標や施策の基本的な方針

## 2 計画の策定手続

第三次草加市教育振興基本計画の策定に当たり、教育関係者、関係団体に意見を伺い、反映させました。また、パブリックコメント等を通じ、広く市民の皆様からの意見を盛り込みました。

## 3 計画の対象

生涯における人間の学びの場は、大きく学校・家庭・地域の三つに分かれています。

第三次草加市教育振興基本計画は、この三つの学びの場における教育が、有機的なつながりを持って進められていくことの重要性を踏まえ、幼稚園・保育園・認定こども園における幼児期の教育及び小中学校における学校教育（以下「子ども教育」といいます。）、家庭や地域における社会教育を含めた生涯学習を対象としています。

## 4 計画の期間

第三次草加市教育振興基本計画の対象期間は、第四次草加市総合振興計画第二期基本計画との整合性を図るため、令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までの4年間とします。



## 5 計画の進捗管理

第三次草加市教育振興基本計画の進捗を管理していくため、毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく事務の点検及び評価の過程において、有識者の知見等を活用する中で、施策の評価を行います。

計画の進捗状況を把握するとともに、必要な改善、見直しを行い、結果を公表します。その結果を翌年以降の施策に反映させながら、計画の実現を図っていきます。